

2025 プレナスなでしこリーグ2部入替戦予選大会

試合実施要項（5チーム）

第1条〔趣旨〕

本実施要項は、リーグ規約（以下、「規約」という）第47条第3号に定める公式試合として、「2025 プレナスなでしこリーグ2部入替戦」（以下、「2部入替戦」という）に出場するチームを決定するために実施する「2025 プレナスなでしこリーグ2部入替戦予選大会」（以下、「予選大会」という）に関して定める。

第2条〔名称〕

2025 プレナスなでしこリーグ2部入替戦予選大会

第3条〔主催〕

公益財団法人日本サッカー協会／一般社団法人日本女子サッカーリーグ

第4条〔主管〕

一般社団法人日本女子サッカーリーグ／株式会社Jヴィレッジ

第5条〔協賛〕

トップパートナー：株式会社プレナス

オフィシャルスポンサー：ダイハツ工業株式会社、株式会社日本トリム、SOMPOホールディングス株式会社、中野冷機株式会社

オフィシャルサプライヤー：株式会社モルテン

第6条〔大会期日〕

2025年9月24日（水）～9月28日（日）

第7条〔会場〕

福島県・ナショナルトレーニングセンター Jヴィレッジ

第8条〔入替戦出場チーム数の決定について〕

- (1) 入替戦出場チームは予選大会1位、2位の計2チーム
- (2) なでしこリーグ（以下、「リーグ」という）所属のチームが退会等の場合、理事会においてその取り扱いを決定する。

第9条〔2025 プレナスなでしこリーグ2部入替戦について〕

- (1) なでしこリーグ2部（以下、「N L 2部」という）の12位チームと予選大会1位チームが入替戦を行い、N L 2部の11位チームと予選大会の2位チームが入替戦を行う。
- (2) リーグ所属チームが加盟資格を喪失した場合、また退会した等の理由でリーグ所属の対象チームが変更となる場合の入れ替え方法については理事会にて審議・決定する。

第10条 [予選大会出場資格]

- (1) 2025年8月29日（金）午前中までに公益財団法人日本サッカー協会（以下、「協会」という）への選手登録およびリーグ登録を完了した選手のみが予選大会への出場資格を有する。なお、リーグへの選手登録票の提出は8月29日（金）12時までとする。ただし、小学生以下は認めない。
- (2) 下部組織チームの選手登録：下部組織チームは、協会の「クラブ申請」登録を行ったチームであること。ただし、リーグ登録チームと異なる種別区分（Jリーグ、一般以外）のチームに限る。
- (3) 選手は、試合出場に際し、協会の発行した電子選手証をカラー印刷したもの、または協会の発行した電子選手証を画面上で表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。

第11条 [参加チームおよびその数]

NJ2部加盟申請を行ったチームで、加盟相当とされた5チーム。

第12条 [大会の方式]

本大会は、5チーム1回戦総当たりのリーグ戦を行う。なお、組み合わせは8月26日（火）に抽選にて行う。

第13条 [試合の勝敗の決定]

- (1) 本大会の全ての試合は70分間（前後半各35分）とする。ハーフタイムは原則として10分間を確保するものとする。勝敗が決定しなかった場合、ペナルティーシュートアウト（以下、「PK戦」という。各チーム5人ずつ。勝敗が決定しない場合は、6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで）を行い、勝敗を決定する。
- (2) 全試合が終了した時点で、勝点（勝利3点、PK勝利2点、PK敗戦1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は次の、第1号から第7号の順序により順位を決定する。
 - ① 勝点数が同一のチーム間でおこなった試合の勝点数
 - ② 勝点数が同一のチーム間でおこなった試合の得失点差
 - ③ 勝点数が同一のチーム間でおこなった試合の得点数
上記第1号から第3号を適用してもなお、複数のチーム間で順位を決定することができない場合、第1号から第3号を当該チーム間に限り再度適用し、順位を決定する。この手順を繰り返してもなお順位を決定することができない場合、次の第4号から第7号の順序により順位を決定する
 - ④ グループ内の全試合の得失点差
 - ⑤ グループ内の全試合の得点数
 - ⑥ 全試合の反則ポイントの少ない順
 - A) 退場1回につき3ポイント
 - B) 警告1回につき1ポイント
 - C) 出場停止試合1試合（警告累積による出場停止処分も含む）につき退場1回の3ポイント
 - D) 1試合で警告2回による退場は1回3ポイント
 - E) 1試合で警告1回に続く退場は1回4ポイント
 - ⑦ 抽選

(3) 本条第1項のPK戦は、次の各号の定めに従いおこなうものとする。

- ① PK戦に入る前のインターバルは1分間とする
- ② PK戦に参加できる者は、試合終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ試合終了までに選手交代が5名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる
- ③ PK戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行なわずに使用するゴールを決定することができる。PK戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる

第14条 [エントリー]

- (1) 本実施要項においてエントリーとは、各試合に出場できる選手ならびにベンチ入りできる選手およびチームスタッフを届け出る手続きをいう。
- (2) エントリーは、各チームが自己の責任において必要事項を記入した「メンバー提出用紙」をマッチコミッショナーに提出した時点で完了するものとする。双方のチームは、各試合のキックオフ時刻の120分前までにエントリーを完了しなければならない。なお、エントリー完了後のメンバー修正は、第16条に定める場合を除き、認められない。
- (3) 予選大会における1チームあたりのエントリー上限人数は、選手については18名とする。チームスタッフについては6名とする。

第15条 [外国籍選手]

- (1) リーグ登録することができる外国籍選手の人数は、5名以内とする。
- (2) 各試合にエントリーすることができる外国籍選手の1チームあたりの上限は、3名とする。

第16条 [エントリー完了後の選手変更]

- (1) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り、以下各号の定めに従い認められる。
 - ① 負傷または急病等チームの責めに帰さない事情による場合
 - A) 先発予定選手を変更する場合
控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができます。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、当初の先発予定選手がゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができます
 - B) 控え選手を変更する場合
新たな選手を控え選手とすることができます
 - ② リーグメンバー提出用紙への誤記入その他チームの責に帰すべき事情により、本来エントリーできない選手がエントリーされていたことが判明した場合
 - A) 先発予定選手に不備があった場合
控え選手に限り先発予定選手に変更することができる。ただし、新たな選手を控

- え選手とすることはできない
- B) 控え選手に不備があった場合
新たな選手を控え選手とすることはできない
- (2) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、以下各号に定める場合において、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。ただし、チームスタッフのうち、ドクターについてはやむを得ない事情がなくても変更できるものとする。
- A) 急病等チームの責めに帰さない事情による場合
新たなチームスタッフに変更することができる
- B) リーグメンバー提出用紙への誤記入その他チームの責に帰すべき事情により、本来エントリーできないチームスタッフがエントリーされていたことが判明した場合
新たなチームスタッフに変更することはできない
- (3) 前2項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない。

第17条 [選手の交代]

- (1) 試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。(以下、本項に基づく交代を「通常交代」という)。
- ① 選手の交代人数は、5名以内とする
- ② 選手の交代は、1試合合計3回以内(ただし、ハーフタイムを除く)とする
- ③ 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならぬ。
- (2) 脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、次の各号の通りとする。
- ① 脳振盪またはその疑いのある選手の交代(以下「脳振盪交代」という)は通常交代に含まれない
- ② 発生した脳振盪またはその疑いのある選手の人数にかかわらず、1試合において各チームが得られる脳振盪交代の交代人数の上限は1名、交代回数の上限は1回とする
- ③ 脳振盪交代をした場合、相手チームは通常交代とは別に、交代人数1名、交代回数1回を追加で行うことができる(以下、本号に基づく交代を「追加交代」という)
- ④ 1試合において各チームが行える追加交代の交代人数の上限は1名、交代回数の上限は1回とする。なお、追加交代は理由如何を問わず使用できる
- ⑤ 脳振盪交代および追加交代は、通常交代と異なる交代であると判別できる手続きで行われなければならない。各交代の具体的な手続きについてはリーグが別途定めるものとする
- ⑥ 脳振盪交代、追加交代および通常交代のうち2種類以上の交代を同時に行った場合、それぞれの種類の交代につき、1回ずつ交代したものとみなす
- (3) 選手の交代は、リーグが指定した交代用紙を用いて行うものとする。

第18条 [競技規程]

- (1) 国際サッカー連盟(FIFA)および2025年度協会制定の「サッカー競技規則2025/26」に従う。
- (2) 交代要員はピッチの周辺でウォーミングアップする際、試合進行に影響をおよぼ

さないよう、シャツの上から双方のチームのフィールドプレーヤーと異なる色のビブスを着用しなければならない。

- (3) ベンチ入りしたチームスタッフは、フィールドプレーヤーと異なる色のウェアを着用しなければならない。
- (4) 戰術的指示はあらかじめ「メンバー表」に記したチーム選手・スタッフのうち、その都度1名が、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。
- (5) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは2名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、このスタッフは可及的速やかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。

第19条 [警告・退場]

- (1) 入替戦と予選大会は懲罰規程上の同一競技会とみなし、予選大会終了時点で未消化の出場停止処分は入替戦において順次消化する。ただし、警告の累積による場合を除く。
- (2) 本大会期間中に、異なる試合で警告を2回受けた者は、次の1試合に出場できない。ただし入替戦へ警告の累積は持ち越さない。
- (3) 本大会において退場を命じられた選手等は次の1試合に出場できず、それ以降の処置についてはリーグ規律委員会において決定する。(なお、処置は協会懲罰規程に準ずる)
- (4) チームは協会、リーグの決定によりベンチ入り資格を停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に審判により退場を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- (5) 前項に定める者のうち、ベンチ入りを停止されたチームスタッフは、観客席以外に立ち入ってはならない。
- (6) 第4項に定める者のうち、試合中に退場を命じられたチームスタッフは、フィールド内には留まつてはならない。なお、試合の前半に退場処分が科された場合、当該チームスタッフは、ハーフタイム中にチーム控え室および更衣室にも入室してはならない。
- (7) 前2項のチームスタッフは、選手等への対面による直接の指示を出してはならない。

第20条 [ユニフォーム]

- (1) ユニフォームは協会の「ユニフォーム規程」に準ずる。
- (2) 8月29日（金）12時までに、リーグヘユニフォームの色と写真（全体、表・裏）シャツ、ショーツ、ソックス、キャプテンが着用するアームバンドの4点を提出すること。
- (3) 正・副2組のユニフォームを登録しなければならない。（FP、GKともに）
- (4) ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合は、8月29日（金）までに協会に承認されたものとする。
- (5) 予選大会において使用するユニフォームは別途定める「ユニフォーム使用計画書」による。
- (6) 何らかの事情によりGKの控え選手がいない場合は、必ず試合当日のマッチ・コーディネーション・ミーティングにおいて、事前に審判団とユニフォーム（シャツ、ショーツ、ソックス）の現物を確認する。なお、チームの選手登録でGKポジションとしての登録が1名のみのチーム、またはチームの戦略上、試合の選手エントリーにサブGKを登録していないチームは、必ず交代でGKとして出場するフィールドプレーヤーの背番号がつけられる状態のGKユニフォームを用意すること。また、上記の場合

以外での何らかの事情によりサブGKの試合エントリーが出来ない場合もしくは、交代枠を使い切った後でのGKの交代など、緊急的措置としてGKユニフォームを交代で入るフィールドプレーヤーに着用させてGKとしてプレーすることができる。

第21条 [審判員]

- (1) 主審については、リーグより協会に、協会登録の2級以上の審判員の派遣を依頼する。
副審および第4の審判員については、2級以上の審判員の派遣を協会に依頼する。
- (2) 主審または副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、副審または第4の審判員はマッチコミッショナーの承認のもとに主審または副審を務めることができる。なお、審判員の補充等に関しては、リーグと協会の審判委員会が協議のうえ対応を決定する。
- (3) 審判の会場到着は、キックオフ100分前とし、90分前にマッチコミッショナーとフィールドインスペクションをおこない、キックオフ70分前におこなわれるマッチ・コーディネーション・ミーティングに出席しなければならない。
- (4) 審判員の手当て等は次の通りとする。
 - ① 手当て 主審：10,000円 副審：7,000円 第4の審判員：5,000円
(消費税等別)
 - ② 交通費、宿泊費はリーグ「旅費規程」による
- (5) 緊急事態により審判員が交代した場合、または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは次の通りとする。
 - ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合、および試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない
 - ② 試合途中から、より責任の軽い職務についていた場合、職務が果たせなくなった場合、および試合が中止された場合は、それまでの職務に対して次の手当てを支払う
手当て 主審：7,000円 副審：4,900円 第4の審判員：3,500円 (消費税等別)
試合途中から、より責任の重い職務についていた場合、新たな職務に対して前項に定めた手当てを支払う
 - ③ 試合が中止になった場合の交通費は次のとおりとする。
会場に到着していた場合および自宅を出発し会場に向かった場合は全額を支給する。
自宅に待機していた場合は交通費の支給は行わない

第22条 [マッチコミッショナー]

- (1) マッチコミッショナーは規律委員会が推薦し、理事会が承認し、理事長が任命し、各試合に派遣される。
- (2) マッチコミッショナーはキックオフ時刻の120分前までにスタジアムに到着すること。
- (3) マッチコミッショナーは「マッチコミッショナー規定」に従うものとする。
- (4) マッチコミッショナーの手当て等は以下の通りとする。
手当て：11,000円 (消費税等別)
交通費・宿泊費：リーグ「旅費規程」による
- (5) 試合が中止された場合の手当て等の支払いは次の通りとする。
 - ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合
手当て：なし

- 交通費：リーグ「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）
- ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
手当て：7,400円（消費税等別）
交通費：リーグ「旅費規程」による
- ③ 試合途中に中止が決定した場合
手当て：11,000円（消費税等別）
交通費：リーグ「旅費規程」による

第23条 [マッチ・コーディネーション・ミーティング]

各試合キックオフ時刻の70分前にマッチ・コーディネーション・ミーティングを開催する。

お互いに確認事項をチェックし円滑な試合運営が行えるようにする。

出席者は次の通りとする。

- ① 両チームの監督または代表者
- ② マッチコミッショナー
- ③ 審判団（主審、副審、第4の審判員）
- ④ 運営責任者
- ⑤ その他必要と考えられる運営担当者

第24条 [試合球]

NL2部2025年公式球モルテン『ヴァンタッジオ4900』（品番：F5N4900）

（5号球）

第25条 [試合の中止および中止について]

主審がマッチコミッショナーおよび運営責任者、リーグと協議のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよび運営責任者、リーグが協議のうえ決定する。

第26条 [敗戦とみなされる場合]

- (1) 公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは、原則として0対3で敗戦したものとみなされる。
その場合の得点の得点者は記録されない。
- (2) いずれか一方のチームがキックオフの時刻にスタジアムに現れない場合、相手チームはキックオフ時刻から35分間待機する義務を負う。待機時間内に、スタジアムに現れなかったチームは、0対3で敗戦したものとみなされる。

第27条 [中止となった試合の記録]

試合がキックオフされた後に中止となり、リーグ規約第70条に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

- ① 70分間の再試合の場合は公式記録として記録されない。ただし、当該中止試合において違反行為が行われた疑いのある場合、リーグ規約第75条各号に該当するものがいた場合、規律委員会により審議が行われる
- ② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で記録される
- ③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が記録される

第28条 [費用]

- (1) 参加チームの交通費、宿泊費等参加に関わる費用は参加チームの負担とする。
- (2) 参加チームは参加料として45万円（内税）/1チームを事前にリーグの指定口座に振込むこととする。
(入金締め切り：9月18日（木）12時迄入金 ※請求書を発行します)
- (3) 審判費、マッチコミッショナー費、会場費等運営に関わる費用はリーグが負担する。

第29条 [その他]

- (1) 傷害補償について
参加者全員は各チームの責任において傷害保険に加入していること。試合会場では応急処置のみとする。
- (2) 宿泊の手配について
Jヴィレッジ（別途送付の「2025 プレナスなでしこリーグ2部入替戦予選大会宿泊要項」を参照）、または近隣の宿泊施設にて各チームが独自で行うこと。
- (3) 本要項に規定されていない事項については、リーグが協議のうえ決定する。